

逐次刊行物検討委員会設置要領

(設 置)

第1条 栃木県公共図書館協会会則第11条の規定に基づき、栃木県公共図書館協会に逐次刊行物検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、栃木県公共図書館協会加盟館の相互協力を促進するため、逐次刊行物に関して調査研究を行う。

(委 員)

第3条 委員会は、委員長及び委員10名以内で構成する。ただし、必要に応じてこれを越えて委員を置くことができる。

2 委員長は、栃木県公共図書館協会副会長のうちから互選によって定める。委員は委員長が指名する。

3 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第4条 委員会の開催は、必要に応じて委員長が召集する。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、栃木県公共図書館協会事務局が行う。

(雑 則)

第6条 この要領の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から適用する。